

【民間社員給料】

差 押 債 権 目 録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 1 金 円 (請求債権目録記載の 1)
- 2 (1) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで
ただし、頭書 2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料 (基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。) から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、上記残額が月額 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、上記残額が 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額)

なお、1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして、1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例～養育費子ども２人の記載例】

差 押 債 権 目 録

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 1 金 180,000 円 (請求債権目録記載の 1)
- 2 (1) 令和元年 6 月から令和 10 年 5 月まで, 毎月末日限り金 30,000 円ずつ (請求債権目録記載の 2 (1))
(2) 令和元年 6 月から令和 12 年 8 月まで, 毎月末日限り金 30,000 円ずつ (請求債権目録記載の 2 (2))
(3) 令和 年 月から令和 年 月まで, 毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の 2)

債務者(〇〇支店 勤務)が第三債務者から支給される, 本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで

ただし, 頭書 2 の (1) 及び (2) の金額については, その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料(基本給と諸手当, ただし通勤手当を除く。)から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 上記残額が月額 66 万円を超えるときは, その残額から 33 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし, 上記残額が 66 万円を超えるときは, その残額から 33 万円を控除した金額)

なお, 1 及び 2 により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして, 1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで

【民間役員報酬及び社員給料】

差 押 債 権 目 録

- 1 金 円（請求債権目録記載の1）
- 2 (1) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の2 ）
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の2 ）
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の2 ）

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書1及び2の金額に満つるまで
ただし，頭書2の の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬及び賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 上記1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，
 - ① 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1
 - ② 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして1ないし3と合計して頭書金額に満つるまで
なお，支払期が同日となる最終回分については，上記記載の順序による。

【民間用正社員，アルバイト等給料】

差 押 債 権 目 録

- 1 金 円（請求債権目録記載の 1）
- 2 (1) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の 2 ）
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の 2 ）
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録記載の 2 ）

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する給料債権（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）及び継続的に支払を受ける労務報酬債権（日給，週給，歩合手当，割増金）並びに賞与債権（夏季，冬季，期末，勤勉手当）の額から所得税，住民税及び社会保険料を差し引いた残額の 2 分の 1（ただし，給料債権及び継続的に支払を受ける労務報酬債権から上記と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 に相当する額が，後記一覧表記載の支払期の別に応じ，同記載の政令で定める額を超えるときは，その残額から政令で定める額を控除した金額。また，賞与債権については，上記税金等を控除した残額が 6 6 万円を超えるときは，その残額から 3 3 万円を控除した金額）にして，頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

なお，前記により弁済しないうちに退職したときは，退職金債権から所得税及び住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして，前記による金額と合計して頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

ただし，頭書 2 の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する前記債権に限る。

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	3 3 0， 0 0 0 円
毎半月	1 6 5， 0 0 0 円
毎旬	1 1 0， 0 0 0 円
月の整数倍の期間ごと	3 3 0， 0 0 0 円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	1 1， 0 0 0 円
その他の期間	1 1， 0 0 0 円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額